第二　調整後温室効果ガス排出量の調整方法

1　調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号及び第二号に掲げる量の一部若しくは全部を控除し、並びに第三号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。

（削る）

一　特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第三項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）

二　（略）

三　特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量

2　（略）

第三　調整後温室効果ガス排出量の調整に当たっての留意事項

1　報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。

2　他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量について、当該他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。

3　前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第三号に定める移転をした量とみなす。

第二　調整後温室効果ガス排出量の調整方法

1　調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第三号までに掲げる量の一部若しくは全部を控除し、並びに第四号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。

一　特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて償却前移転をした算定割当量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために償却前移転をしたものを除く。）

二　特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化をした国内認証排出削減量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第三項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）

三　（略）

四　特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量（特定排出者が平成二十六年三月三十一日以前に移転をした量を除く。）

2　（略）

第三　調整後温室効果ガス排出量の調整に当たっての留意事項

1　報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。

2　他の者が償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量について、当該他の者が自らの代わりに償却前移転又は排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。

3　前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第四号に定める移転をした量とみなす。

○経済産業省、環境省告示第五号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）様式第一の備考3及び別紙の備考5並びに様式第二の備考5の規定に基づき、平成十九年経済産業省・環境省告示第一号（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

◎温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件（平成十九年経済産業省・環境省告示第一号）（抄）

改正後	改正前
3　事業コードの欄には、平成二十五年総務省告示第四百五号（統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載するものとする。	3　事業コードの欄には、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和二十六年政令第百二十七号）の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成十四年総務省告示第百三十九号）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載するものとする。